

## 「第7期福岡市介護保険事業計画(案)」に関する 市民意見について

### 1 目的

介護保険法に基づく「第7期福岡市介護保険事業計画」の策定において、市民の意見を反映させるため、パブリック・コメント手続きに基づき、「第7期福岡市介護保険事業計画(案)」を公表し、意見募集を実施しました。

### 2 意見募集期間

平成29年11月10日(金)から平成29年12月11日(月)まで

### 3 実施方法

#### (1)公表方法

下記の場所において閲覧・配布を行うとともに、福岡市ホームページに掲載しました。

情報公開室(市役所2階)、情報プラザ(市役所1階)、保健福祉局介護福祉課(市役所12階)、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、入部出張所、西部出張所、各区老人福祉センター、各区地域包括支援センター、市民福祉プラザ

#### (2)意見の提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、窓口への持参により提出いただくとともに、市民説明会(下表)会場での提出により意見を受け付けました。

日 時	会 場	参加人数
11/18(土) 14:30～16:00	福岡市役所15階 講堂 (中央区天神1-8-1)	36人
11/20(月) 14:30～16:00	あいれふ10階 講堂 (中央区舞鶴2-5-1)	56人
11/22(水) 19:00～20:00	福岡市役所15階 講堂 (中央区天神1-8-1)	27人

### 4 意見の提出状況

(1)意見提出数 18通

(2)意見件数 55件

#### 【参考】意見内訳

項 目	意見件数	割合
第1章 計画の策定にあたって	0	0.0%
第2章 高齢者を取り巻く現状と課題	2	3.6%
第3章 介護保険制度の改正	0	0.0%
第4章 地域包括ケアの構築	47	85.5%
第5章 サービス量の見込み等	0	0.0%
第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料	1	1.8%
参考資料	0	0.0%
その他	5	9.1%
合 計	55	100%

#### (3)意見への対応

修正 : 16 件

原案どおり : 34 件

記載あり : 5 件

その他 : 0 件

**「第7期介護保険事業計画(案)」への「市民意見要旨」と「意見への対応と考え方」**

〔意見への対応の凡例〕

- 修正 :意見の趣旨に基づいて原案を修正するもの
- 原案どおり:原案を変えないもの
- ◇記載あり :意見の趣旨が既に記述してあるもの
- △その他 :個別の取り組み等への要望, 提案等

**第2章 高齢者を取り巻く現状と課題**

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
1	11ページ	要介護認定者数の推移について。要介護5の平成37年度の推計値が平成29年度の5,440人から4,930人に減少しているが、この要因は何か。推計値で要介護5の認定を受ける人が減少した理由を教えてください。	□原案どおり  要介護認定者数の推計につきましては、将来推計人口に推計認定率(男女別・年齢階級別)を乗じて算出しており、さらに推計認定率は、直近1年間の認定率の伸び率を考慮して算出しております。 直近の状況から、要介護5の認定率は、おおよそどの世代(男女別・年齢別)でも下がっており、その状況を推計認定率に反映させた結果、要介護5の推計認定者数が減少することとなります。 全国的にも要介護5の認定者数は、近年横ばいになっております。
2	19ページ	地域支援事業について、平成29年度から開始した「介護予防・日常生活総合支援事業」の記載が全くないのはなぜか。理由を教えてください。	■修正  介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、第4章3「(13)多様な主体による多様なサービスの充実」及び第6章1(2)「地域支援事業」の中に記載はございますが、より明確にするため記載を追加いたします。  ・45ページ4行目 現状と課題に「(省略)平成29年度から、新たに専門職以外が(省略)」に追記し、「(省略)平成29年度から開始した介護予防・日常生活支援総合事業において、新たに専門職以外が提供する生活支援型の訪問・通所サービスを設けています。」に修正いたします。 ・「総合事業」と省略記載している箇所につきましては、「介護予防・日常生活支援総合事業」の正式名称に修正いたします。(45, 63, 69ページ 全3か所)

**第4章 地域包括ケアの構築**

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
3	31ページ	自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進は国の動向等を踏まえ今後設置するとあるが、文面を読んでも具体策に欠ける。市民、特に高齢者に分かってもらうためには電波や紙面、本人へ直接説明し、理解を得る方法をとる必要があるのではないか。	◇記載あり(31ページ)  自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進につきましては、市民の皆様はその趣旨をご理解いただき、実施に当たっては、ご本人の意向やご家族の理解が最も大切なことと考えております。いただいたご意見につきましては、実施していく際の参考にさせていただきます。

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
4	32ページ	ごみ屋敷で生活する高齢者などのセルフネグレクトへの対応が記載されていない。潜在的な対象者はかなり存在すると思われるが、その対応策など方向性だけでも記載できないか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 高齢化が進展し、単身高齢者世帯が増えていく中、セルフネグレクトの方への対応は課題の一つと考えており、セルフネグレクトの方への相談対応、生活支援などについては、地域、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携して対応してまいります。
5	32ページ	生活支援コーディネーターの全市配置について、具体的な仕事内容や施設との連携、周知などが薄く、良く分からない。施設での活用方法や利用者様へのメリットなど説明を早めをお願いしたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 生活支援コーディネーターは、生活支援、介護予防、社会参加等を一体的に実施するため、施設等を含む多様な主体の間のつなぎなどを行うものです。個々の生活支援等サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能等を果たすものではありませんが、よりよい連携を図るため、今後の制度実施の参考とさせていただきます。
6	32ページ	生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進について、デイサービスなどで行われている歌やゲームは、女性は楽しんで行っている方が多いようだが、男性にはなかなか受け入れられにくいようだ。もっとバラエティーに富んだ、充実した内容を検討してほしい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 今後の制度検討の参考とさせていただきます。
7	32ページ	介護予防教室を増やす。間口をひろげ、参加しやすく、収入面や人員面で新たな参入ができる基準にしていきたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 介護予防教室は、平成29年度から要介護状態となるおそれの高い高齢者を対象に実施しています。一方で、健康づくりや介護予防活動を行う住民主体の通いの場の創出・活動継続の支援を行い、より多くの高齢者の方が身近な地域で気軽に介護予防活動に参加できるような取組みを進めています。
8	32ページ 42ページ	高齢者虐待については、ここでは養護者または介護従事者からの虐待だけが記載されているが、在宅で一人暮らしの高齢者で「ゴミ屋敷」「介護拒否」「治療拒否」などセルフネグレクトについて、記載すべきではないか。 特に、超高齢社会が進み、単身高齢者、認知症高齢者が増加すると、ますますセルフネグレクトの事例は増加すると思われ、大きな社会問題となってくる。地域住民、地域包括支援センター、社会福祉協議会、行政などによる支援の方向性と展開についても示していただきたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり ここでは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定められたことを中心に記載しております。 高齢化が進展し、単身高齢者世帯が増えていく中、セルフネグレクトの方への対応は課題の一つと考えており、セルフネグレクトの方への相談対応、生活支援などについては、地域、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと連携して対応してまいります。
9	35ページ	「認知症地域支援推進員」はどこに配置されているのか。また、「地域支援体制の強化」とは、具体的にそのような取り組みなのかよくわからない。具体的に記載してほしい。	<input checked="" type="checkbox"/> 修正 ご意見をもとに認知症地域支援推進員の配置場所と地域支援体制の強化についての取組みについて、下記内容に修正いたします。 「認知症地域支援推進員を保健福祉局に配置し、医療機関や地域包括支援センター、介護保険事業者や、認知症の人と家族の会等の関係団体と連携を図り、認知症の理解を深めるための研修会や事例検討会等を実施しています。また、ネットワークづくりに努め、認知症の人に対する地域の支援体制の強化を図っています。」

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
10	34～35ページ	<p>成年後見制度利用促進法が昨年施行され、認知症高齢者の施策が一層推進されることが期待されるが、本計画には今後ますます増加する認知症高齢者の在宅生活を支援する成年後見制度や日常生活自立支援制度の利用促進へ支援方策の記載が必要ではないか。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえて、35ページ「施策の方向性と展開」の最終段落の前段に、下記内容を追加します。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>
11	34～35ページ	<p>今後も認知症高齢者の増加が予測されるが、特に身寄りのない高齢者の場合、財産や権利を守るための権利擁護の仕組みが重要になってくる。支援するうえでの課題は、「離れて住む家族への支援協力の調整」「本人の借金問題」「不当な契約等の消費者問題への対応」「確定申告等の手続き」「急な入院時の準備やお世話」「近隣とのトラブルの調整」など、複雑かつ一つひとつに時間のかかるものが多く、また相談から実際の対応まで一貫した対応が求められるため、とても地域包括支援センターや事業所、保健福祉センターの権利擁護担当だけで、多くの事例に対応できるものではない。また成年後見や日常生活自立支援事業等については弁護士会、司法書士会、NPO、社会福祉協議会等が受け皿となっているが、ニーズの急激な増加追いつかず、何か月も待っていただく、お断りせざるを得ない等の状況にある。</p> <p>よって、今後の在宅での認知症高齢者の増加を踏まえ、地域包括支援センターの機能強化に加え、行政として成年後見等に関するより専門性の高い相談機能や支援強化について検討いただきたい。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえて、35ページ「施策の方向性と展開」の最終段落の前段に、下記内容を追加します。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>
12	34～35ページ	<p>認知症の方に対する支援上の課題は、明確な相談窓口や一貫して相談・対応を受け持つ機関があるわけではないため、大部分は地域包括支援センターや介護支援事業所、その他本人の支援に関わる関係者が相談を受けた際に、状況に応じ対応しているのが現状で、問題が複雑でひとつひとつの対応に多くの時間がかかることから、現場で苦慮している部分である。</p> <p>このような現状の仕組みでは十分に対応できない、制度のはざまにある課題については、41ページ記載の地域包括支援センターの機能改善・向上や人員体制のあり方検討、地域の実情に応じた権利擁護・認知症支援機能強化といったことも重要だが、多くの業務を抱える地域包括支援センターの強化や支援だけでは、認知症高齢者の生活と権利を支えていくのは困難であり、より専門的・総合的な窓口と、全市的な生活支援の仕組みが必要になってくると考える。その点について、35ページ「施策の方向性と展開」に記載を検討していただきたいと考える。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえて、35ページ「施策の方向性と展開」の最終段落の前段に、下記内容を追加します。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
13	34～35ページ	<p>成年後見制度の利用が必要な状況の方に対しては、速やかに成年後見人を選任できるよう「申立の支援(手続き・費用)」や「後見人材の紹介(家庭裁判所との連携が必要)」を相談できる窓口や、成年後見を受任する側に対しても「増え続ける経済的に厳しい被後見人」の後見受任を円滑にするための後見報酬の助成など、制度の活用を促進するための具体的な施策の方向性についても、35ページに記載が必要ではないか。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえて、35ページ「施策の方向性と展開」の最終段落の前段に、下記内容を追加します。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>
14	34～35ページ	<p>身寄りのない認知症高齢者が急速に増加しており、今後ますます日常的に金銭管理や身上監護を行う後見人の選任が求められるケースが増える状況にある。地域包括支援センターの権利擁護業務や認知症支援の機能強化にあたっては、判断能力が不十分な方を速やかに日常生活支援事業や成年後見制度など適切な制度に円滑につなぐ体制作りが求められる。そのためには地域包括支援センター職員の権利擁護に関する実務経験を積み重ねることが必要であり、権利擁護に関する研修体制の充実や、職員が長く勤務できるような勤務体系に見直し求められるとともに、成年後見制度をはじめとする権利擁護に関する相談を一括して受ける「成年後見センター」の設置も必要だと考えられるので、35ページの今後の施策の方向性に何らかの形で明記していただきたい。</p> <p>あわせて、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会及び社会福祉協議会など権利擁護を担う専門職団体と連携するため、定期的な連絡協議会等の設置を検討していく必要があると考える。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえて、35ページ「施策の方向性と展開」の最終段落の前段に、下記内容を追加します。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>
15	34～35ページ	<p>施策の方向性と展開において、「認知症サポーターの様々な場面での活躍」や「グループホームの整備」が方向性として示されているが、認知症サポーターは「認知症への理解を深め、高齢者にやさしい地域づくりの推進」に寄与しているものの、現状では認知症の人やその家族の在宅での日常生活を支える具体的な取組にまで至っていない。</p> <p>また、④の認知症高齢者家族やすらぎ支援事業についても、今後は「家族の会」だけでの実施は限界がある。</p> <p>よって、施策の方向性と展開では、「認知症サポーターについては、引き続き養成を行い、認知症高齢者にやさしい地域づくりを進めるとともに、認知症高齢者とその家族への日常的な見守りや生活支援の仕組みづくりについて検討を進めます。」など、より認知症高齢者とその家族を支える具体的な取組について方向性を示していただきたい。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえ、35ページ「施策の方向性と展開」の最終段落に、下記内容を追加します。</p> <p>「認知症高齢者等にやさしい地域づくりを推進するため、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしくいきいきと暮らし続けることができ、その介護をする人が安心して生活できるような社会の実現に向けた取組みを総合的に推進していきます。」</p>

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
16	34～35ページ	第2章「高齢者を取り巻く現状と課題」において、単身高齢者世帯が増え続けることや、できるだけ在宅での生活を希望している実態には言及してあるが、認知症高齢者そのものの実態についての記述が薄いと感じた。第4章34ページ(4)認知高齢者施策の推進「現状と課題」の中で、もう少し具体的に言及してもよいのではないかと思う。	<p>■修正</p> <p>12ページに認知症高齢者の推移について追記しております。</p>
17	34～35ページ	34ページに福岡市における要介護認定者のうち約5割の高齢者が認知症を有しているという記述があるとおり、「認知症になった在宅の単身高齢者」をいかに支援するかということが、増え続ける高齢者への施策を考える上では、一つの柱となると考える。	<p>□原案どおり</p> <p>今後の取組みの中で意見を踏まえて、検討を進めさせていただきます。</p>
18	34～35ページ	認知症になったご本人は、なかなか生活上の困りごとを自ら発信することは難しい状況にあることから、その実態を本人から把握するのは難しいと思う。それらの方々を支えている支援機関や事業所、まわりの地域住民等から、在宅の認知症高齢者を支える上で、困難であった事例や課題と考えていること等を具体的に聞き取ることにより、踏み込んだ生活上の課題が明らかになってくると思う。	<p>□原案どおり</p> <p>今年度、認知症のご本人やその家族に対して課題や要望についてヒアリングを行い、施策に反映する取組みを行っております。今後の取組みの中で参考にさせていただきます。</p>
19	34～35ページ	認知症の方への支援上の課題として、成年後見制度の利用には至らない方への「遠方の家族等への支援協力の調整」「本人の借金問題」「不当な契約等の消費者問題への対応」「確定申告の手続き」「急な入院における身の回りの準備や世話」「必要に応じ介護サービスの利用を促す働きかけ」「認知症をめぐる近隣とのトラブル調整」などが考えられる。 42ページ(10)高齢者虐待の防止と一部重なる課題もあるが、認知症高齢者への支援方策を考える上で重要な課題であるため、34～35ページにもこれらの課題について記載をご検討していただきたい。	<p>□原案どおり</p> <p>成年後見制度等については、41ページの本文中に、認知症高齢者のことも含めた取組みや課題も示していますので、原案どおりとさせていただきます。</p>
20	34～35ページ	認知症高齢者にやさしい地域づくりをオレンジプランに基づき行うとあるが、認知症高齢者が増えていく事が予測されることから自立支援や生活をサポートする体制が必要と考え、認知症サポーターをサービス事業所に配置してはどうか。	<p>□原案どおり</p> <p>認知症の人の自立支援や生活をサポートする体制づくりについて検討をしていく上で、今回のご意見を参考にさせていただきます。</p>

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
21	34～35ページ	認知症のケアについて福岡市では「ユマニチュード」を積極採用しているが、その根拠を教えてください。 また新オレンジプラン記載の「認知症カフェ等の設置」については全く言及されていない。福岡市内でも拡がりを見せている認知症カフェへの公的支援も必要ではないか。	□原案どおり ①ユマニチュード®は、コミュニケーションの手法について体系化されており実践しやすいものとなっていることや、認知症の人の行動・心理症状が軽減したとの報告があることから、福岡市民への普及・啓発を進めております。 ②認知症カフェについては、カフェに取り組む意欲のある人や事業所に対して、開設時の助言等の人的支援を行っております。その他の支援の方法については今後検討を進めてまいります。
22	34～35ページ	認知症サポーターの今後の役割について、何かあるのか。	□原案どおり 認知症サポーターの今後の役割については、認知症サポーターを量的に養成するだけでなく、あくまでもできる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、認知症の人にやさしい地域づくりを加速するために様々な場面で活躍していただけるよう、これまで以上に重点をおいてまいります。
23	36ページ	(5)「①ブロック支援病院を中心とした在宅医療の推進」で在宅医療の提供体制構築とあるが、福岡市医師会に入っていない病院等との連携についてはどのように考え体制づくりを行っていくのか見えてこない。地域の状況に合わせて医療機関全体で支援できる体制づくりをお願いしたい。	□原案どおり 在宅医療提供体制の構築は、各区医師会を中心に進めていることから、まずは、医師会会員を対象とした取組みとなりますが、地域の状況に応じて、医師会会員以外の医療機関にも呼びかけを行うなど、連携体制の充実を図っていきます。
24	37ページ	介護の人材不足は深刻で、そちらの援助も検討すべき。	■修正 ご意見を踏まえて、介護人材確保のため市独自で行っている取組みについての記載を追加修正いたします。 37ページ、施策の方向性と展開の3行目 「介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。」
25	37ページ	介護人材のすそ野を拡大することに反対はしないが、今はより専門性の高い重度の要介護者へのケアを行う人材が不足している状況。介護サービス事業者自らの人材の確保はすでに必死にやっているし、派遣や紹介会社からの連絡すら減っている。現場の実態を本当に把握しているのか。市主催の研修開催はありがたいが、人材を雇用できないことで研修に出すことすらできない状態。福岡市独自の大胆な人材確保策を打ち出さねば、福岡市民が介護サービスを利用することすらできない未来が来ると考える。	■修正 ご意見を踏まえて、介護人材確保のため市独自で行っている取組みについての記載を追加修正いたします。 37ページ、施策の方向性と展開の3行目 「介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。」

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
26	37ページ	介護老人福祉施設の整備について、次期計画期間中に278人分の整備目標だが、近年、新規開設しても介護職員の確保が困難で施設がフル稼働できない状況もあると聞いている。介護職員の人材確保については国・県と連携してとあるが、市として独自の対策が必要と考える。	<p>■修正</p> <p>ご意見を踏まえて、介護人材確保のため市独自で行っている取組みについての記載を追加修正いたします。</p> <p>37ページ、施策の方向性と展開の3行目 「介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。」</p>
27	37ページ	人材確保及び資質向上について、研修の重要性や人材育成に時間をかけたいところだが、現状では人材不足の悪循環。研修参加における、人員基準の緩和や福岡市主催での無料研修など参加しやすく、内容の充実化を図って頂きたい。	<p>■修正</p> <p>ご意見を踏まえて、介護人材確保のため市独自で行っている取組みについての記載を追加修正いたします。</p> <p>37ページ、施策の方向性と展開の3行目 「介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。」</p>
28	37ページ	<p>地域包括ケアの構築ということで在宅生活を支える介護サービスの充実といいながら、一方で通所介護や訪問介護は介護報酬を下げられている。住み慣れた在宅で生活することは望ましいが、その分家族の負担は増大する。ただでさえ忙しい地域包括が、どこまで家族支援に関われるのか疑問。</p> <p>また総合事業等、専門職以外が提供するサービスが家族支援まで担えるのか。自立を促す目的が重度化を進行させていくおそれがある。介護専門職の人材不足は著しいが、専門職以外のサービスの担い手がどの程度集まるのか。介護専門職はすでに疲弊しているが中重度者へシフトすることで更に疲弊する可能性がある。</p> <p>介護専門職の質(専門性)の低下、介護人材確保については大きな課題であり、労働環境、処遇の改善は急務で市としても対策が必要と考える。</p>	<p>□原案どおり</p> <p>介護職員の労働現状の改善は、重要と認識しております。介護職員の社会的地位の向上については、介護保険の制度上、まずは国の役割を考慮しており、今後も国に対して人材確保等の充実について要望していきます。同じく、本市としても取組みをしていることです。事業者に対する組織マネジメントの研修の充実を図るほか、機器を用いた効果的な介護技術の導入などについて、国の取組みを踏まえて検討していきます。</p>
29	37ページ	在宅介護に必要な多様なサービスについて、夜間や緊急時の不安が軽減されるサービスが求められており、必要だと感じている。介護職員は、必要とされれば、それに答えたいが、働きたいが保育所が無い。賃金が安く、保育園の延長代や、無認可保育園等に預けて働くことは困難。子育てが終わった世代は身体的にも負担が大きく、また家族の介護も担いながら働いている職員が多い。そんな中で、求められているサービスを提供するだけのスキルのある、人材確保が出来るのか。今の介護職員の置かれている状況を踏まえ、今後も継続して魅力ある介護の仕事が続けられる為の政策をしてほしい。介護職員の社会的地位があがるよう、早急に対応してほしい。	<p>■修正</p> <p>ご意見を踏まえて、介護人材確保のため市独自で行っている取組みについての記載を追加修正いたします。</p> <p>37ページ、施策の方向性と展開の3行目 「介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。」</p>



意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
30	37ページ	介護人材の不足は事業所としてかなり深刻である。不足していることをいいことに、紹介派遣会社の人件費が高騰している。資格なしでも介護職なら高い賃金を払わなければいけない。資格がある優秀な介護職員に十分な給与を支払えないという現実がある。行政から派遣会社に意見することは可能なのか。人材確保については国への要望はもちろんだが、福岡市独自の対策も行ってほしい。立派な計画を作っても実行する人材はいない。学校や老施協などとも協力し、最優先で進めてほしい課題だと思っている。	<p>■修正</p> <p>ご意見を踏まえて、介護人材確保のため市独自で行っている取組みについての記載を追加修正いたします。</p> <p>なお、派遣会社の人件費高騰については、労働派遣法関係となりますので意見することはできません。</p> <p>介護職員の社会的地位の向上については、介護保険の制度上、まずは国の役割を考えており、今後も国に対して人材確保等の充実について要望していきます。</p> <p>37ページ、施策の方向性と展開の3行目 「介護の仕事の魅力の向上、生産性の向上を通じた労働負担の軽減等といった取組みを進めるとともに、合同就職面談会や就労支援・定着支援研修などの福岡市独自の取組みを進めることで、介護人材の確保を図ります。」</p>
31	38～39ページ	住み慣れた地域で生活できるように、日常生活圏域に地域密着型のグループホームの数を増やし要介護5になっても生活できる、家族や地域の住民と関われる環境を作る。地域密着型のグループホームの職員が相談者となり入所前でも相談できる窓口としての役割を担う。	<p>□原案どおり</p> <p>住み慣れた地域で生活を継続できるよう小規模施設の拡充を整備の基本方針としており、第7期計画期間においても、認知症高齢者グループホームの整備に努めます。</p>
32	38～39ページ	中・長期的な基本方針及び第7期計画期間における整備方針に②小規模施設の拡充がある。各圏域や小学校区など身近な地域に介護サービスが広がることは賛成だが、小規模施設は単体では経営が厳しいことが予測される。人材確保課題とあわせて「箱を作ったはよいが人が来ない、経営が成り立たない」ですぐに事業存続できなくなるとは本末転倒。検証をお願いしたい。	<p>□原案どおり</p> <p>認知症高齢者グループホームなどの小規模施設の公募に際しては、他事業との併設を可能とするなど柔軟な対応を行っていますが、事業所の状況を確認しながら、経営が持続可能となるよう募集方法等を工夫していきます。</p>
33	38～39ページ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、次期計画期間において現行のおよそ倍の事業所を整備する目標だが、具体的に3年間で整備を見込まれる状況があるのか。	<p>□原案どおり</p> <p>第6期においては、募集数以上の応募をいただいている状況です。住み慣れた地域で生活が継続できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備目標を概ね各行政区に3事業所程度となるよう整備促進に努めます。</p>
34	38～39ページ 47ページ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護事業所の認知度が低い為、今後の普及活動があるのか。	<p>◇記載あり(47ページ)</p> <p>市民や事業者に対して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護について広報・啓発を行います。</p>

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
35	40ページ	<p>施策の方向性と展開の文末に、次の文章を挿入する。</p> <p>「今後は、改正住宅セーフティーネット法の施行に伴い、家賃滞納の懸念や孤独死などの不安から賃貸住宅への入居を拒まれることが多い高齢者等の『住宅確保配慮者』向けの賃貸住宅として、民間の空き家・空き部屋を活用する制度への対応を進めます。」</p>	<p>□原案どおり</p> <p>法改正による新たな住宅セーフティネット制度への対応については、今後、検討を行っていきます。</p>
36	41ページ	<p>市民が認知症になる前に成年後見制度や死後事務などの終活相談が気軽にできるような総合相談窓口の設置が必要だと考える。弁護士は敷居が高く相談しにくいという声をよく耳にする。</p>	<p>■修正</p> <p>ご意見の内容を踏まえて、35ページ⑤の「施策の方向性と展開」の最終段落の前段に、下記内容を追加します。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>
37	41ページ	<p>市長申し立て案件以外についても成年後見報酬の一部を行政が負担するような仕組みが必要ではないかと考える。このままでは、資産を持っている裕福な人しか利用できない。弁護士や司法書士などのボランティアな活動に頼るのも限界があるのではないか。</p>	<p>■修正</p> <p>成年後見制度利用支援事業に関する検討については、35ページに修正内容を追加いたします。</p> <p>「また、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を支援するため、成年後見制度の相談から利用に至るまでの手続きが円滑に行われるよう、総合的な相談支援体制の検討を進めます。」</p>
38	41ページ	<p>「(9)地域包括支援センターの機能強化」について、業務過多で職員が疲弊している。下から3行目の「他の地域包括支援センター業務を支援できるようにする」とは、自センター以外のセンターの業務を支援するということか。そのような余裕はどこセンターにもないのが実情。</p>	<p>□原案どおり</p> <p>地域包括支援センターの機能強化の内容については、今後検討していきます。</p>

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
39	41ページ	「(9)地域包括支援センターの機能強化」では、現状と課題として「高齢者虐待や消費者被害を防止するためには成年後見制度の活用等、高齢者の権利擁護の取り組みも充実していく必要があります」とあるが、施策の方向性と展開では、地域包括支援センターが全面的に担うよう検討されている。多忙な地域包括支援センターが担うのではなく、成年後見センターの創設など、新たなワンストップの受け皿が必要ではないか。社会福祉協議会が市民後見人の養成など着手されているので、より専門性があると思われ、福岡市社会福祉協議会にそのセンター機能を担ってもらってはいかがだろうか。	□原案どおり 地域包括支援センターでの支援に当たっては、社会福祉協議会をはじめ、様々な関係団体と連携しながら対応しているところであり、今後も連携を強化しながら支援を進めていきます。
40	42ページ	高齢者虐待の防止について。高齢者施設の場合、家族や本人は不満があっても居辛くなるので仕方ないと、黙っているケースもあるようだ。研修や指導も大切だが、施設はボランティアや地域との関わりを積極的にもち、自ら「第三者の目」が入るようにしてほしいと思う。	□原案どおり 高齢者施設においては、地域住民やボランティアとの交流に努めることとされており、特に地域密着型サービスにおいては、地域住民を含む運営推進会議が定期的開催されるなど、地域とのより密接な連携が図られております。 今後とも高齢者施設が地域に開かれた施設となるよう市としても指導に努めてまいります。
41	43ページ	財源を考えるとサービスの縮小化が進む可能性が高いが、地域や家族支援にも限界がある。介護保険等で賄えない部分のインフォーマルなサービスを増やし、家族の介護負担から起こる高齢者虐待につながらないように整備をお願いしたい。	◇記載あり(44ページ) 福岡市では第4章(12)に記載している、「あんしんショートステイ」や「おむつサービス」などの介護保険外の事業によって、介護者の介護負担や経済的負担軽減の支援を行っています。
42	43ページ	介護する人が、そのために退職をした場合、生活費の助成などの仕組みはあるのか。	◇記載あり(44ページ) 福岡市では介護離職した方への生活費の助成は行っていませんが、第4章(12)に記載している、「あんしんショートステイ」や「おむつサービス」などの事業で、介護によって発生する経済的な負担軽減の支援を行っています。また、介護をする人が退職せず、仕事と介護を両立していけるよう福岡市役所地下1階に設置した「働く人の介護サポートセンター」で情報提供やアドバイスを行っています。
43	45ページ	「介護の専門職以外の新たなサービスの担い手」である住民ボランティアや民間企業などによるサービスについては、現在、「施策の方向性と展開」に記載のとおり、「介護人材不足の解消」「利用者負担の軽減」「介護保険費用の効率化」等のメリットもあるが、住民がボランティアとして、生活支援型サービスにかかわることはボランティア自身の介護予防や生きがいづくりに繋がること、住民やその地域の企業がサービスを提供することで、地域全体が支え合う福祉のまちづくりが実現する「福祉風土の醸成」という大きな効果がある、ということについても触れていただきたい。 「介護人材不足の解消」「費用の軽減」だけを記述すると、多様な主体によるサービスの目的は、安上がりの福祉のため、と誤解されるおそれがある。	□原案どおり 住民ボランティアを直ちにサービスの担い手とすることは難しいと考えていますが、介護保険制度の持続可能性を確保するため、地域の特性を踏まえつつ、効果的・効率的なサービスの実施方法の検討等を行っていくことが必要と考え、原案の記載としています。 なお、住民ボランティアの活動が、ボランティア自身の介護予防や生きがいづくりにつながるということは、32ページに記載しております。

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
44	45ページ	総合事業のホームヘルパー確保はどの程度進んでいるのか。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 総合事業における生活支援型訪問サービス従事者研修の修了者は平成28年度実施分で320人となっており、平成29年度も同規模で研修を実施しております。
45	45ページ	サービスの担い手を住民ボランティア等に拡げることには限界があると考え。現に各校区社協で行われているふれあいサロンにおいても、ボランティアが不足しており、とても総合事業の担い手になることは難しい実情がある。新たなサービスの担い手が増えても、介護の専門職の絶対数が減少している現状では介護人材不足の解消にはつながらない。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 直ちに住民ボランティアをサービスの担い手とすることは難しいと考えていますが、地域の特性を踏まえつつ、効果的・効率的なサービスの実施方法の検討等を行っていくことが必要と考えています。
46	45ページ	介護の専門職以外の新たなサービスの担い手が増加と記載があるが、現段階の研修受講者の就職状況やサービスの質など、分析、評価は行っているのか。そもそも生活支援型のサービスにこの足を踏んでいる事業所が多い中、サービスの内容すら福岡市では確立できていないと思う。生活支援型の報酬や基準の見直しも必要と思うが、総合事業の進め方自体を少し考えてほしい。今後、B型やC型の通所介護や訪問介護を進めることが現状難しいと思う。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 総合事業における生活支援型訪問サービス従事者研修の修了者は平成28年度実施分で320人となっておりますが、修了者の就業状況等は把握しておりません。なお、直ちに住民ボランティアをサービスの担い手とすることは難しいと考えていますが、介護保険制度の持続可能性を確保するため、地域の特性を踏まえつつ、効果的・効率的なサービスの実施方法の検討等を行っていくことが必要と考えています。
47	46ページ	「(14)介護給付適正化」について公正や適切化を考えるとチェックは必要と思われるが、必要なサービスが利用できるような柔軟な体制を作してほしいと思う。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 介護給付費の適正化を図るとともに、第7期計画期間においても、事業所への人員基準等に関する指導や介護支援専門員への必要な支援等を引き続き行い、利用者本位の質の高い介護サービスが適切に提供されるよう努めます。
48	46ページ	ケアプランの点検について、適正化をすすめるがあるが、ケアマネジメントの適正化がサービス利用の抑制に繋がらないよう十分な配慮を願う。アセスメントからプラン作成までの一連のケアマネジメントはケアマネジャーの独自の専門領域。財政面のみアプローチで、要介護高齢者のサービス利用権を制限することないよう、ケアマネ業務の独自性を損なわないようお願いしたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 利用者本位の質の高い介護サービスが適切に提供されるよう、第7期計画期間においても、ケアマネジメントの適正化を通じた居宅介護支援事業所への指導や介護支援専門員の支援に引き続き取り組んでいきます。

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
49	48ページ	認定調査(訪問調査)を行う調査員(行政直営及び委託)が、調査時に調査対象者やその家族等に対して、「あなたは〇〇の状態だから〇〇サービスを利用したほうがよい」「暫定でもすぐにサービスが利用できる」などのケアマネジメントに関わる行き過ぎた助言をしている場合がある。ここは適正化や質の向上が求められるところですので改善をお願いしたい。	◇記載あり(48ページ (16)①ア)  調査員に対する専門研修を実施することにより、調査の質の向上を図ることとしております。

## 第6章 介護保険事業に係る費用の見込みと第1号被保険者保険料

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
50	64ページ	保険料は、例えば、85歳以上で介護保険も使わず、自身で健康管理に取り組んだ方などは、インセンティブとして「保険料減免」でもいいと思われる。今は周りの方々をみても「介護保険は使わないと損」の様な受け取り方をしている人が多い。もっと前向きに「健康でいると何かいいことがある」という雰囲気にしてほしい。	□原案どおり  65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料につきましては、介護保険法に基づき、市民税の課税状況や収入(所得)等に応じた保険料を負担していただくこととなっており、現時点では、健康管理等によるインセンティブとしての「保険料減免」のような制度設計はなされておられません。 また、サービス利用が多くなればなるほど保険料も高くなりますので、第4章(15)に記載のとおり、市民の方への広報・啓発を図り、健康寿命の延伸を目指すとともに、高齢者が能力に応じた生活を支援する環境づくりを進めていきます。

## その他

意見番号	該当ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
51	—	介護報酬について、平成30年1月頃に発表とのことだが、今後の運営に関わるため、早めに発表をお願いしたい。	□原案どおり  介護報酬につきましては、現在、厚生労働省の諮問機関である「社会保障審議会介護給付費分科会」で検討されており、平成30年1月頃に報酬単価が決定されることとなっております。
52	—	現在の介護保険の理念は頼りすぎ、頼られすぎの介護保険である。人生100歳時代を迎えた今、私助、共助の制度法機関の設置を急ぎ、公助の部分を減らす施策が必要。特に70歳～100歳世代に、仕事の分野を法制度で決めてしまうくらいの力の入れよう、自立が確立するように努力すべき時代であると思う。 被介護者に対しては、本人の努力で介護度が小さくなれば、報償金を出すなどの方策で本人をふるい立たせることで、公助(税)を減らすことができると思う。	□原案どおり  高齢化の進展により、介護保険事業の運営に必要な費用も増加することから、福岡市において健康づくりの推進を進めておりますが、現時点では報償金制度は検討していません。

意見 番号	該当 ページ	意見要旨	意見への対応と考え方
53	—	市の計画では、在宅支援が強調されているが、平成30年度介護報酬改定では訪問・通所介護の切り下げが言われている。小規模事業所など倒産の増加が予想され、市として独自の援助の検討が必要と思われる。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 介護報酬改定では、外部のリハビリ専門職との連携の評価など、小規模事業所にも有効と思われる施策が検討されておりますので、福岡市でもその状況を注視し必要に応じて基準改正等の対応に取り組んでいきます。
54	—	今後、予防事業はますますの減収が見込まれることから、人員基準の緩和、専門職以外のスタッフの活用、事務の簡素化、といった現場が抱えている現状を考慮した有効な施策をお願いしたい。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 介護予防・日常生活支援総合事業の生活支援型訪問(通所)サービスにおいては、人員基準の緩和等を行っておりますが、介護予防通所(訪問)リハビリについても、平成30年度の制度改正において、新たな加算の創設やリハビリ計画書の様式の統一化など、介護現場にも有効と思われる施策が検討されておりますので、福岡市でもその状況を注視し必要な対応を検討していきます。
55	—	予防給付に関しては今年度まで、要支援者の利用料金算定において、月額制をとっているが、来年度以降も月額制での算定をお願いしたい。あらかじめ、定員を決めているなかで、登録を行い、一度休んだとしても、基準上の人員配置が必須である以上、回数制度を要支援でも取られてしまうと経営上厳しいものがある。今後、回数制を前提として決定していくのであれば、キャンセル料の算定基準や回数制での保障を検討のうえですすめて頂きたいと思う。	<input type="checkbox"/> 原案どおり 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、月額の包括報酬を基本としています。